

< 杉並区 >

特別養護老人ホーム入所申込みのしおり

(杉並区内・区外協力・自治体間連携 介護老人福祉施設)

* 申込書の提出先

杉並区内・区外協力の特別養護老人ホームの窓口にご提出ください。
(区役所、ケア24では受け付けできません。)

・複数の施設を希望される場合でも、申込書はどちらか1カ所の既存の特別養護老人ホームにご提出していただければ結構です。「エクレシア南伊豆」1カ所にお申込みの場合は、エクレシア南伊豆へ郵送も可(〒415-0304 静岡県賀茂郡南伊豆町加納792 できるだけ簡易書留やレターパックなど配達記録の残るもので郵送)

* 申込みの方法

・ご本人またはご家族が、下記書類に必要事項を記入の上、「介護保険被保険者証のコピー」を添付し、特別養護老人ホームの窓口にお申込みください。

① エクレシア南伊豆のみ希望される方

エクレシア南伊豆入居申込書(第3号様式)、入所申込者状況票(第2号様式)

② 杉並区内・区外協力施設のみ希望される方

申込書(第1号様式)、入所申込者状況票(第2号様式)

③ 両方の施設を希望される方

申込書(第1号様式)、入所申込者状況票(第2号様式)、
エクレシア南伊豆入居申込書(第3号様式)

・**要介護1・2の方が申込み場合は、第2号様式(別紙)「特養以外での生活が困難な理由記入書(要介護1・2)」**を本人の状況を把握している方(例:ケアマネジャー、ヘルパー、医療関係者、民生委員、地域包括支援センター(ケア24)職員等)に記入いただき、添付してください。

・別紙の「杉並区特別養護老人ホーム一覧」及び「徘徊・医療処置が必要な方の受入状況」を参考に入所希望施設をお選びください。(複数施設の申込み可)

・入所申込み後に、ご本人や介護する方の状況が変わった場合や、入所希望施設の変更・追加などをご希望の場合は、再度申込書等を提出してください。

希望施設を変更する場合は、希望する施設のすべてに○をしてください。

* 特別養護老人ホーム（特養）の種類について

- ・ 従来型特養・・・ひとつの建物の中に個室、2人部屋、4人部屋など多種類の部屋のタイプがあります。
- ・ 個室ユニット型特養・・・全室個室で8人から10人程度の少人数を1ユニットとして介護の環境としています。

※ 生活保護を受給している場合（社会福祉法人等利用者負担の軽減制度）

個室ユニット型特養を希望する場合、居住費について事前にケースワーカーに相談してください。（この制度を利用できる施設は限られています。）

* 第一次評価について

- ・ 区では、入所の優先度（緊急度）の第一次評価を行っています。
- ・ 第一次評価の基準は別紙の「第一次評価指標」を基にしています。
- ・ 入所の優先度をA、B、Cの三段階に区分して入所希望者に郵送でお知らせします。
 - 優先度A・・・優先度が高い
 - 優先度B・・・優先度が中程度
 - 優先度C・・・優先度が低い

* 区外協力外の特別養護老人ホームについて

この申込書で申込みできるのは杉並区内・区外協力の特別養護老人ホームのみですが、市部（たとえば八王子市、青梅市など）には独自に申込みできる特別養護老人ホームがあります。区外協力外施設の情報は、下記のホームページを参考にしてください。

「東京都福祉保健局」	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/
「とうきょう福祉ナビゲーション」	http://www.fukunavi.or.jp/
「西多摩特養ガイド」	http://nishitama.jp/

* 次の場合には、この申込書での申込みの資格がなくなります。

- ・ 申込書の有効期限（2年）を過ぎても再度申込書の提出がない場合。
- ・ 要介護認定が要支援1・2、要介護1・2または非該当になった場合。
（要介護1・2で特例入所該当者を除く）
- ・ 要介護認定の有効期間が過ぎても更新の手続きをしなかった場合。
- ・ 施設から入所の意思確認があったにもかかわらず辞退した場合。
- ・ 杉並区を転出した場合。（転出後も希望する場合、改めて申込みの必要があります）

*** 自己負担について** (例：要介護5の場合)

特別養護老人ホームに入所した場合の自己負担

施設サービス費の自己負担額 + 食費 + 居住費 + 日常生活費 (理美容代など)

利用料 (施設サービス費の自己負担額 + 食費 + 居住費 + 日常生活費) のめやす (月額)

タイプ 介護 負担割合		多床室 (4人部屋)	ユニット型個室
		利用料	1割負担
2割負担	約110,000円～ 約135,000円		約156,000円～ 約216,000円
3割負担	約136,000円～ 約176,000円		約192,000円～ 約250,000円

- * 上記の利用料は目安です。要介護度や施設の設備などの違いにより、金額に幅があります。
- * 施設によってはこの他に雑費がかかる場合があります。詳細は、各施設に直接おたずねください。
- * 医療費は上記の利用料に含まれません。

居住費・食費の介護保険負担限度額の認定を受けた場合の利用料の目安 (月額)

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費の一定額 (負担限度額) 以上は保険給付されます。日常生活費が別途必要です。

- * 第1、2、3段階の利用料の適用を受けるためには、入所までに介護保険課給付係で「負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

タイプ	多床室 (4人部屋)	ユニット型個室
第1段階の利用料	約36,000円～ 約48,000円	約62,000円～ 約87,000円
第2段階の利用料	約50,000円～ 約62,000円	約65,000円～ 約89,000円
第3段階の利用料	約57,000円～ 約76,000円	約88,000円～ 約112,000円

申込みから入所までの流れ

申込み 各施設 (複数施設の申込み可)

提出物

- ☆入所希望者全員⇒○申込書 ○入所申込者状況票 ○介護保険被保険者証のコピー
- ☆要介護1・2の方 ⇒特養以外での生活が困難な理由記入書
- ☆家族・介護者で該当する場合
⇒介護保険被保険者証、各種手帳、医療受給者証のコピーなど

施設から区へ送付

杉並区

区が第一次評価をする。

優先度が高い A 優先度が中程度 B 優先度が低い C

入所優先者名簿
申込書・申込者状況票等

申込者へ結果通知
※申込み月の翌月中旬送付

各施設

希望している区内施設・区外協力施設・自治体間連携施設

施設の評価基準で
第二次評価をする。

入所検討委員会
入所対象者を第二次評価
結果等により検討する。

※エクレシア南伊豆については、静岡県入所指針に基づき評価するため、
第一次評価の結果は第二次評価に影響しません。

入所の打診

各施設長は、男女別構成、施設の特性等を勘案し入所者を決定します。

- 事前調査と面接のご案内は、直接施設から申込者に連絡します。
- 入所の決定は、直接施設から連絡します。

入 所

(問合せ先)
杉並区高齢者在宅支援課 施設入所係
電話 (区代表電話) 03-3312-2111
ファクス 03-5307-0687